

藤崎町財政計画(平成29年12月現在)

(一般会計ベース)

(単位:千円 %)

区分	年度	H28(実績)		H29(実績見込)		H30見込		H31見込		H32見込		H33見込	
					伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
歳入	町 税	1,129,216	1,139,405	0.9	1,084,445	▲ 4.8	1,094,417	0.9	1,103,691	0.8	1,092,126	▲ 1.0	
	地方譲与税等	338,923	317,193	▲ 6.4	316,915	▲ 0.1	316,915	0.0	316,915	0.0	316,915	0.0	
	地方交付税	3,543,684	3,371,685	▲ 4.9	3,228,034	▲ 4.3	3,129,255	▲ 3.1	3,102,850	▲ 0.8	2,980,259	▲ 4.0	
	普通交付税	3,319,698	3,191,685	▲ 3.9	3,048,034	▲ 4.5	2,949,255	▲ 3.2	2,922,850	▲ 0.9	2,800,259	▲ 4.2	
	特別交付税	223,986	180,000	▲ 19.6	180,000	0.0	180,000	0.0	180,000	0.0	180,000	0.0	
	国庫・県支出金	1,610,611	1,765,418	9.6	1,448,076	▲ 18.0	1,372,390	▲ 5.2	1,334,069	▲ 2.8	1,302,280	▲ 2.4	
	町 債	810,600	924,000	14.0	1,295,200	40.2	394,450	▲ 69.5	328,450	▲ 16.7	544,600	65.8	
	臨時財政対策債	200,700	201,700	0.5	200,000	▲ 0.8	190,000	▲ 5.0	180,000	▲ 5.3	170,000	▲ 5.6	
	その他の町債	609,900	722,300	18.4	1,095,200	51.6	204,450	▲ 81.3	148,450	▲ 27.4	374,600	152.3	
	その他の歳入	602,980	843,184	39.8	351,254	▲ 58.3	348,077	▲ 0.9	352,197	1.2	350,758	▲ 0.4	
歳入合計	8,036,014	8,360,885	4.0	7,723,924	▲ 7.6	6,655,504	▲ 13.8	6,538,172	▲ 1.8	6,586,938	0.7		
歳出	義務的経費	3,851,358	3,849,555	▲ 0.0	3,835,543	▲ 0.4	3,827,932	▲ 0.2	3,867,445	1.0	3,786,494	▲ 2.1	
	人件費	1,085,531	1,086,198	0.1	1,074,803	▲ 1.0	1,073,050	▲ 0.2	1,057,906	▲ 1.4	1,047,637	▲ 1.0	
	扶助費	1,429,300	1,391,446	▲ 2.6	1,393,946	0.2	1,397,910	0.3	1,400,410	0.2	1,402,910	0.2	
	公債費	1,336,527	1,371,911	2.6	1,366,794	▲ 0.4	1,356,972	▲ 0.7	1,409,129	3.8	1,335,947	▲ 5.2	
	普通建設事業費	914,576	1,548,920	69.4	1,332,489	▲ 14.0	378,491	▲ 71.6	347,667	▲ 8.1	227,657	▲ 34.5	
	その他歳出	2,997,700	2,814,263	▲ 6.1	2,914,353	3.6	2,858,176	▲ 1.9	2,773,736	▲ 3.0	2,760,842	▲ 0.5	
	つち他会計への繰	726,990	721,738	▲ 0.7	687,455	▲ 4.8	685,955	▲ 0.2	685,955	0.0	685,955	0.0	
歳出合計	7,763,634	8,212,738	5.8	8,082,385	▲ 1.6	7,064,599	▲ 12.6	6,988,848	▲ 1.1	6,774,993	▲ 3.1		

(単位:千円 %)

財源不足額 (歳入 - 歳出)	272,380	148,147	▲ 358,461	▲ 409,095	▲ 450,676	▲ 188,055
財源不足調整後の 年度末基金残高 (財調、減債、公共)	—	—	0	0	0	0
地方債現在高	12,012,367	12,055,781	12,080,478	11,224,274	10,245,443	9,549,955
実質公債費比率	12.4	12.5	14.0	14.4	14.9	14.6
将来負担比率	68.6	87.4	97.5	101.7	108.9	117.3

※基金は、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金の3基金をいう。

※地方譲与税等 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金 をいう。

※他会計への繰出金・補助金

繰出金……国保、介護、後期高齢者医療の特別会計への繰出金

補助金……水道事業、農業集落排水事業及び下水道事業の企業会計への補助金、出資金

この試算値は、今後の経済情勢や地方税財政制度の動向、さらには新たな行財政改革の取り組み等、試算の前提に応じて変化するものであり、今後、その時々状況に対応して中期財政試算をローリングしていくものです。

# 財政計画の策定指針

## 〈総論〉

### I 中期財政計画策定指針の背景

平成28年度決算では、歳入歳出の差し引きが2億7,238万218円の黒字(決算書ベース)となったほか、財政状態を示す実質公債費率は12.4%、将来負担比率は68.6%と、早期健全化団体基準には達しておらず、さらに基金の総額も28億円超と、藤崎町の財政状況は、表面的には安定し健全な運用をしているように見えます。

しかし、平成28年度歳入の44.1%を占めている普通交付税を財源の主とする脆弱な財政構造に変わりはなく、まさに、普通交付税が町財政の命運を握っているといっても過言ではありません。

その普通交付税について、これまでは旧藤崎町と旧常盤村、すなわち合併前の自治体の状態で算定される「合併算定替」という形で交付されていたため、合併後の新藤崎町に適用される「一本算定」よりも多い、いわゆる合併の効果額が交付されていました。ところが、合併10年を経過した平成27年度からその効果額を段階的に減じる措置、いわゆる「縮減率」が適用され、効果額の減が始まりました。その結果、平成28年度の交付税は、前年度に比べ1億226万5千円の減となりました。さらに、普通交付税の不足分を補う形で発行されている臨時財源対策債も5,881万1千円の減となり、普通交付税と併せると1億6,107万6千円の大幅な歳入減となりました。効果額は最大で5億5千万円程度交付されていましたが、5年間で段階的に減額され、平成31年には「0」となります。

このような厳しい状況下ではありますが、財政収支均衡を基本にしながらも、「町民が主役の活力あるまちづくり」を目指し、町政発展と住民福祉向上のための施策を講じ、町総合計画などによる事業を展開するために、中長期的視点に立った財政運営計画を策定するものです。

### II 中期財政運営のポイント

#### 1 方向性

- ①短期的(各年度の予算編成)には、地方公共団体財政健全化法の「財政早期健全化団体」への転落回避を目指します。
- ②中長期的には、元金ベースでのプライマリーバランスの黒字化を達成し、出来るだけ基金繰り入れに頼らない、収支均衡のとれた財政運営を目指します。

#### 2 財政運営の目安

- ② 行財政改革により、経常経費の財源不足額圧縮を図る必要があります。
- ② 平成28年度の財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金の合計残高は、約20億円でした。平成29年度以降の地方交付税逦減に対応しつつ、地方創生の取り組み、政策経費などを確保しながら、大規模災害などに対

応できる規模の基金を維持する必要があります。

- ③組織簡素・効率化等、歳出構造の転換に向けた行財政改革の継続した取り組みを継続していく必要があります。
- ④実質公債費比率等の財政健全化法による数値に留意しながら、長期的展望（町総合計画）に基づいた「活力ある町づくり」を目指し、適宜町活性化事業を展開していく必要があります。

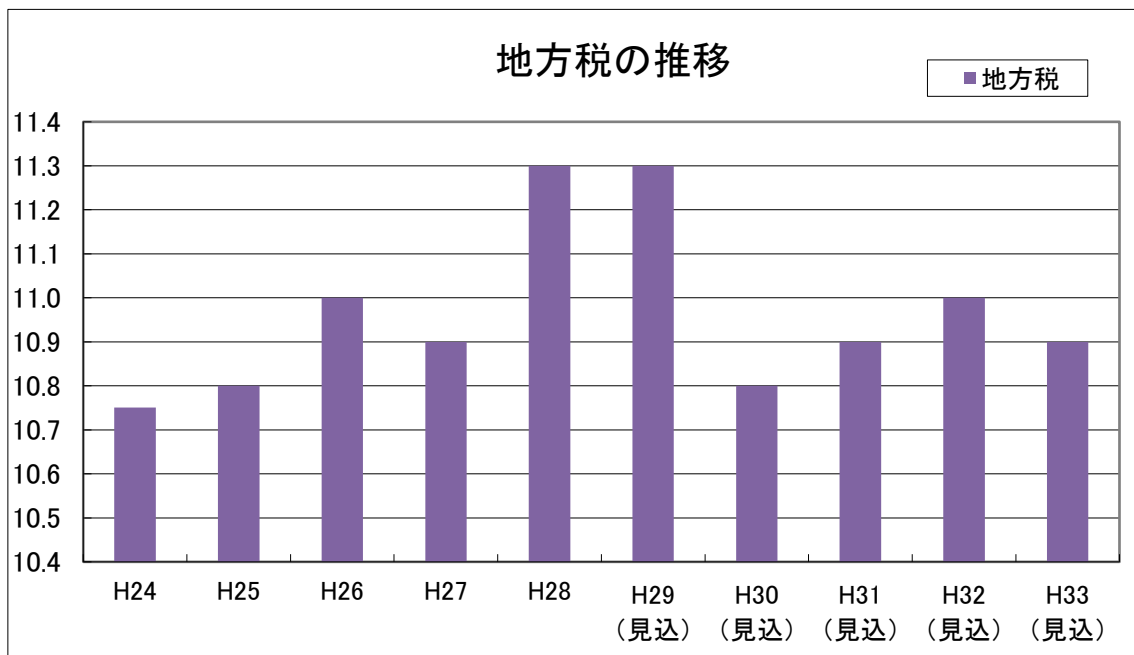
### 〈各論〉

## Ⅲ 歳入の現状と課題 ～地方交付税合併算定替えによる逓減～

### ○地方税（町税）の推移

町の歳入の根幹をなす町税は、平成28年度には給与所得や農業所得といった所得税の伸びに加え、大型配送施設の完成や住宅着工による固定資産税の伸びが、町税全体を押し上げました。しかし、土地価格の下落が続いており、町税の半分を占める固定資産税の下落修正や評価替のため減収が続くなど、結果的に町税全体を引き下げる傾向にあります。

（単位：億円）



※ 平成19年度以降の大幅の町税の伸びは、国の税源移譲（所得税から住民税へのシフト）、特別減税（恒久減税）の廃止等の税制改正によるものです。

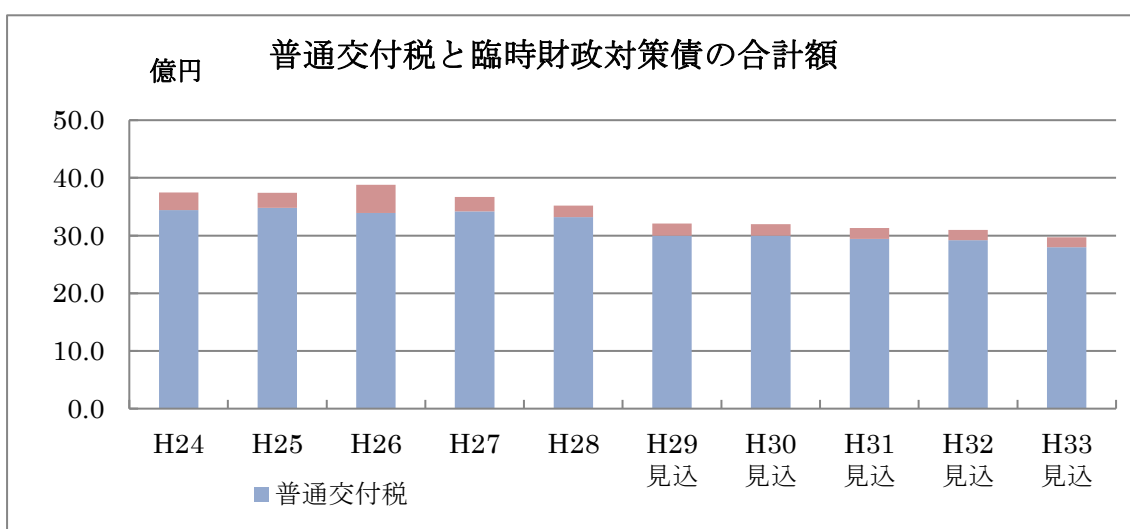
※ 住民税は景気浮揚対策や所得控除廃止などにより一時的に上向きの傾向でしたが、今後も動向を見守る必要があります。

※ 固定資産税については、今後も地価の低落の影響を受け、減少し続ける傾向にあります。

## ○地方交付税総額の推移

平成21年、民主党政権が誕生すると、翌22年の地方交付税と臨時財政対策を併せた交付額は前年比3億円増となり、38億円を超えました。その後も37億円台で推移してきた交付額は、平成28年から一転、減額に転じました。これは、町村合併から10年が経過したことによる、合併算定替えの効果額の減が始まったことによるものです。効果額は5年間で段階的に縮減され、平成32年には「0」となります。

その他、国の地方財政計画による交付税総額の減や、交付税算定における重要な要素の一つ、人口減などによる交付額の減も考慮しなければなりません。これらの要素を加味し、合併算定替えの効果額が無くなる平成31年度の普通交付税と臨時財政対策の合計額は29億円と、平成28年度より4億円程度減になると見込んでいます。



※ 地方交付税とは、財源の地域的な不均衡を是正し、すべての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことができるように、必要な財源を確保することを目的としているもので、普通交付税と特別交付税があります。（本表では、特別交付税は見込んでいません）

※ 普通交付税とは、合理的な基準に基づき、自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額）と標準的に徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）を算定し、収入が不足している場合に、これを補うため国から交付されるものです。

※ 臨時財政対策債とは、国が普通交付税として自治体に交付してきた額のうち、交付税特別会計の借入金で対応してきた財源不足分について、その半額を赤字地方債に振替えたもので、通常の地方債と異なり、一般財源となります。（後年度の元利償還金が、普通交付税算定の際に基準財政需要額に算定されるもので、当初、平成13～15年度の臨時措置でしたが、その後延長され続けています。）

※ 平成15年度35.5億円であった普通交付税と臨時財政対策債の合計額は、平成16年度の三位一体改革以降減り続け、平成19年度の32.1億を底に、平成20年度以降増額し、平成26年度実績で38.8億円（借換債2億円含む）まで回復しました。

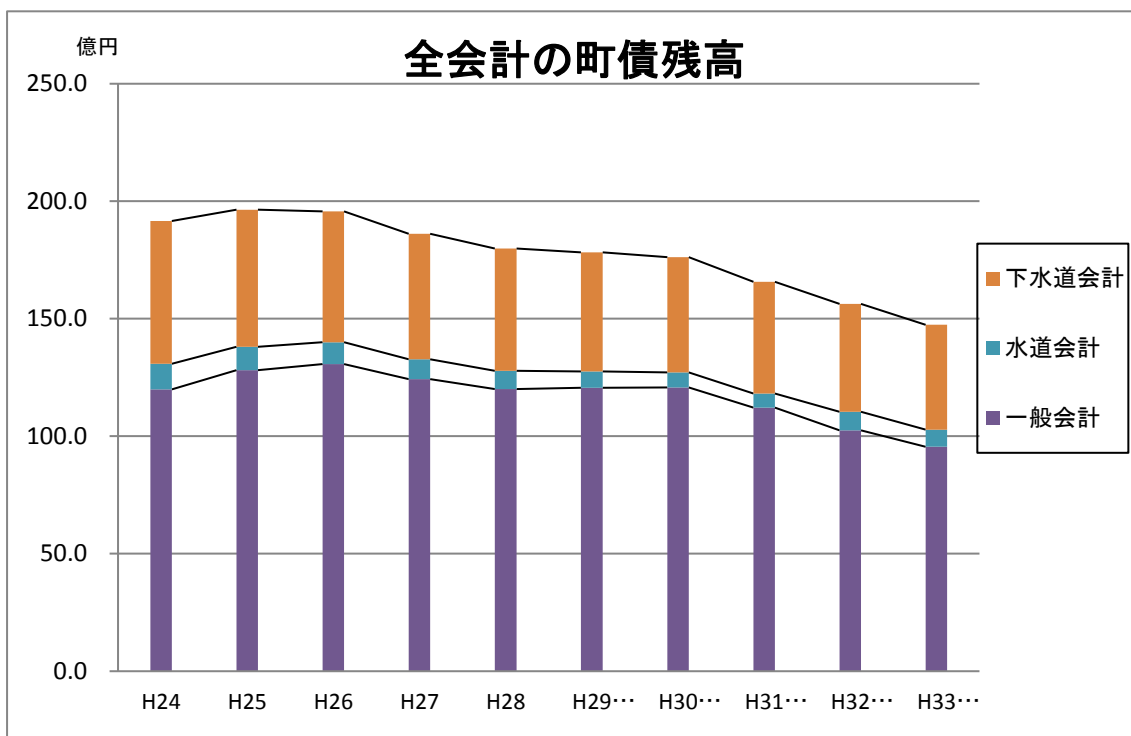
※ 現在合併算定替の普通交付税は、平成27年度以降5年間で徐々に減額され、平成31年度には30億円を割り込みに、一本算定となる平成32年度からは交付額29～28億円程度になると推測しています。

## ○町債（地方債）残高の推移

地方債は、自治体が財源の調達を目的として行う「借金」で、その返済が一会計年度を超えて行われているものを指します。

地方債の活用により、「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができますが、翌年度以降、その償還のための支出を義務づけられることになるため、地方債残高の上昇は、将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくないと考えられています。

一般会計では、近年、藤崎・常盤両小学校の改築事業や北分署改築事業といった大型建設事業等が行われたことから、町債残高は平成26年度には130億円超となっています。ただし、現在のところはここをピークに、その後は公債費の元金償還金は年13～14億円台で推移し、地方債残高は逡減していくものと見込まれています。（平成26年度公債費及び町債には、借換債が2.4億円含まれています。）



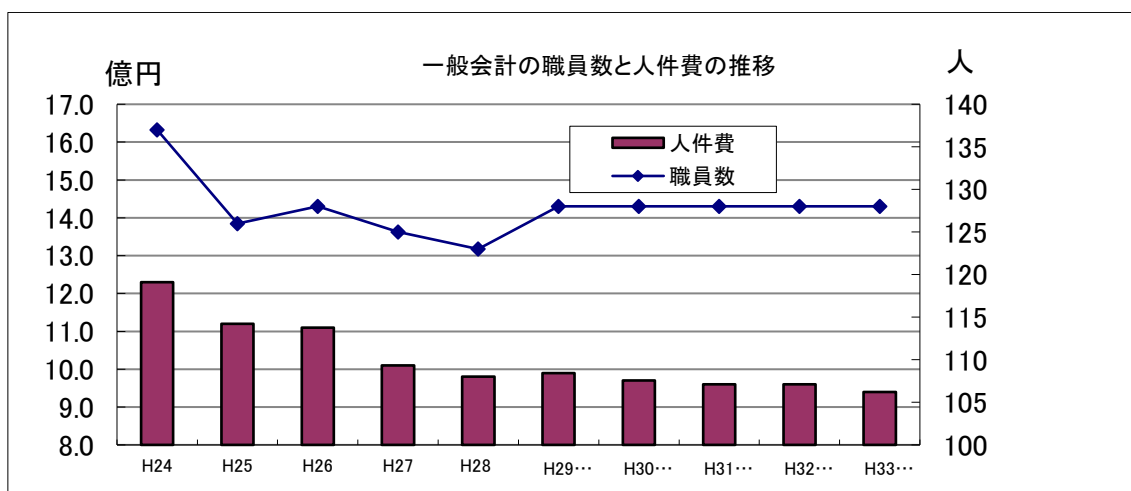
※ 下水道整備事業については、住民の住環境整備や環境保全型農業を推進するため昭和50年代半ばから旧藤崎地区、旧常盤地区とも積極的に投資してきた結果、その整備率はほぼ100%を達成しました。下水道事業にかかる町債残高は全体的には逡減してはいるものの、その経営は厳しく、赤字補填財源である資本費平準化債の発行残高の増加もあり、平成28年度末現在52.1億円に上ります。

○義務的経費の推移

義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費のことで、支出が義務づけられている経費です。人件費は団体が存立する限り経常的に支出しなければならず、扶助費は支援給付費、児童手当などの法令の規定により支出が義務づけられた経費と、子どもの医療費助成など、町単独で支援する経費があります。公債費は町債の償還に要する経費で、いずれも任意に節減できない経費と言えます。

【人件費】

一般会計の職員数はここ数年、団塊世代の退職が続いたことから、平成27年度には125人と、町村合併当初の171人から46人の削減となっています。人件費についても職員数の減少、給与削減等に伴い逡減しています。平成29年度は職員数が増となったほか、再任用者数の増などがありました。その後人数は横ばい、人件費は微減を見込んでいます。



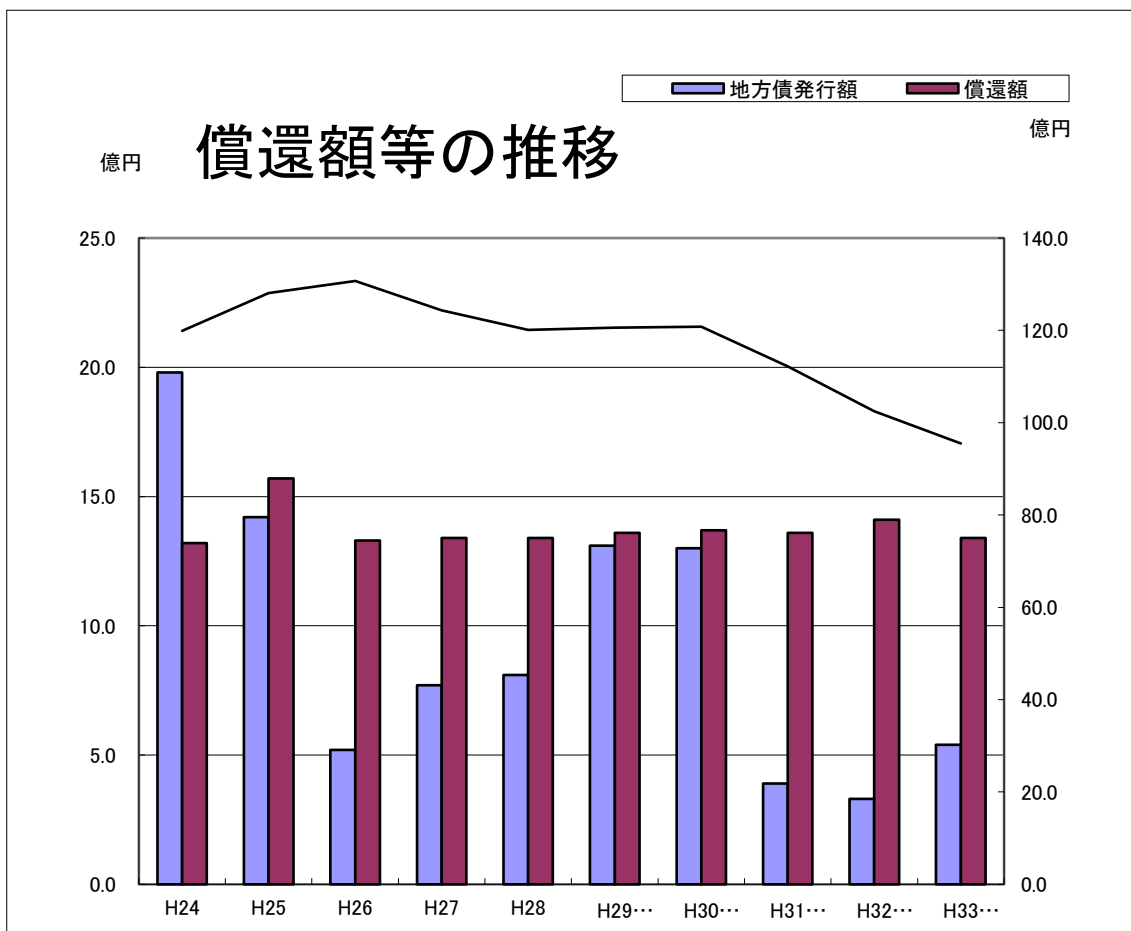
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
職員数 (人)	137	126	128	125	123	128	128	128	128	128
人件費 (億円)	12.5	11.7	11.6	11.3	10.9	10.7	10.7	10.7	10.6	10.5

※H29以降は推計

## 【公債費】

公債費は町債残高と密接にリンクしていることから、町債の伸びがそのまま公債費の伸びに繋がっています。国は平成19年度から平成21年度までの3年間の時限立法により5%以上の高利の政府資金（旧大蔵省資金運用部資金、簡保資金）及び公営企業金融公庫資金の繰上償還（借換債の発行）を認め、その他町債で比較的高利な民間資金の繰上償還を現在も実施していることなどで、ある程度、元利償還額が軽減されています。

しかし、近年実施された大型事業である学校給食センター建設事業や藤崎小学校改築事業、常盤小学校改築事業、北分署改築事業などにより町債残高が大幅に増えたことから、平成28年度以降も年13億円～年14億円台の元利償還金が見込まれています。（単位：億円）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
地方債発行額	19.8	14.2	5.2	7.7	8.1	13.1	13.0	3.9	3.3	5.4
償還額	13.2	15.7	13.3	13.4	13.4	13.6	13.7	13.6	14.1	13.4
地方債残高	119.9	128.1	130.7	124.3	120.1	120.6	120.8	112.2	102.5	95.5

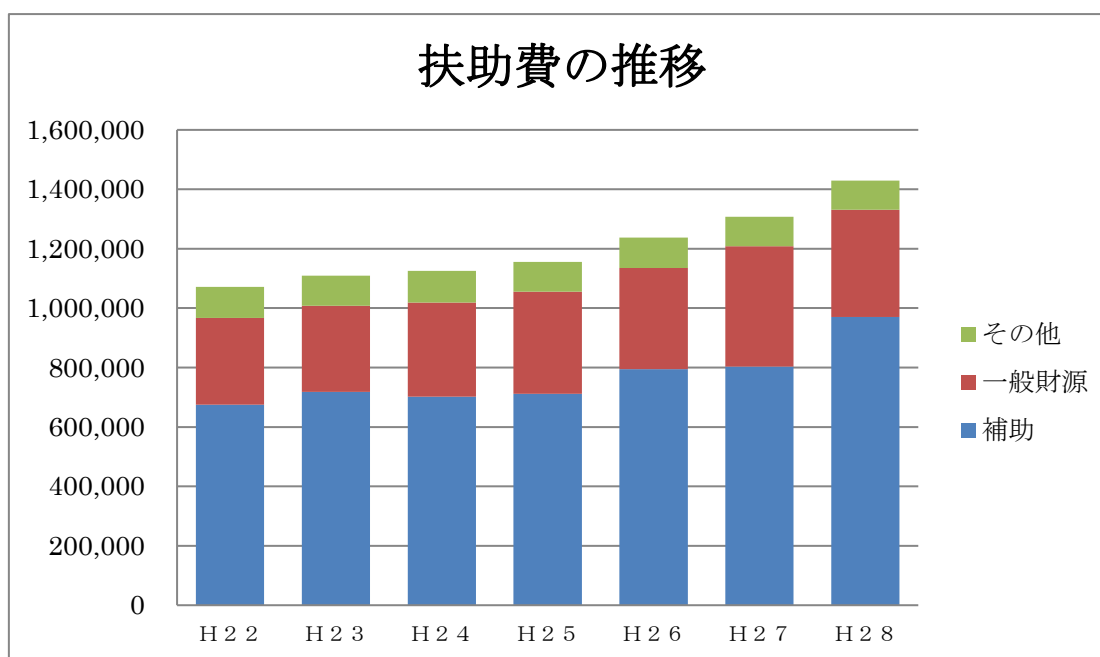
※ プライマリーバランスとは将来の世代に過度に負担を残さないよう、公債費（借金のうち元金の返済）と町債（借金）の新規発行とのバランスを管理するものです。（H29以降は推計）

## 【扶助費】

扶助費は、民生費・衛生費・教育費・その他の4項目からなり、このうち民生費は、障がいのある方のための社会福祉費のほか、老人福祉費・児童福祉費・生活保護費・災害救助費で構成されます。

平成22年に10億円を超えた扶助費は、その後も増え続けて、平成27年度決算では13億円、平成28年度には14億円を超えました。扶助費の抑制は、今後の大きな課題となっています。

(単位：千円)



(単位：千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
補助	674,937	717,995	701,670	711,330	794,597	803,431	803,431
一般財源	292,102	290,371	317,488	344,322	340,101	404,837	404,837
その他	104,423	100,520	105,861	100,201	102,291	99,556	99,556
合計	1,071,462	1,108,886	1,125,019	1,155,853	1,236,989	1,307,824	1,307,824

※ 平成22・23年度は、民主党の政策として支給された「子ども手当」が合計額を押し上げました。

※ 平成28年度決算では、扶助費のうち児童福祉費が8億7,030万円と最も多く、全体の60.9%を占めており、一般財源は2億699円あまりでした。このうち、保育料を国の定めた額よりも低く設定していることによる差額の補填分は約6,550千万円です。

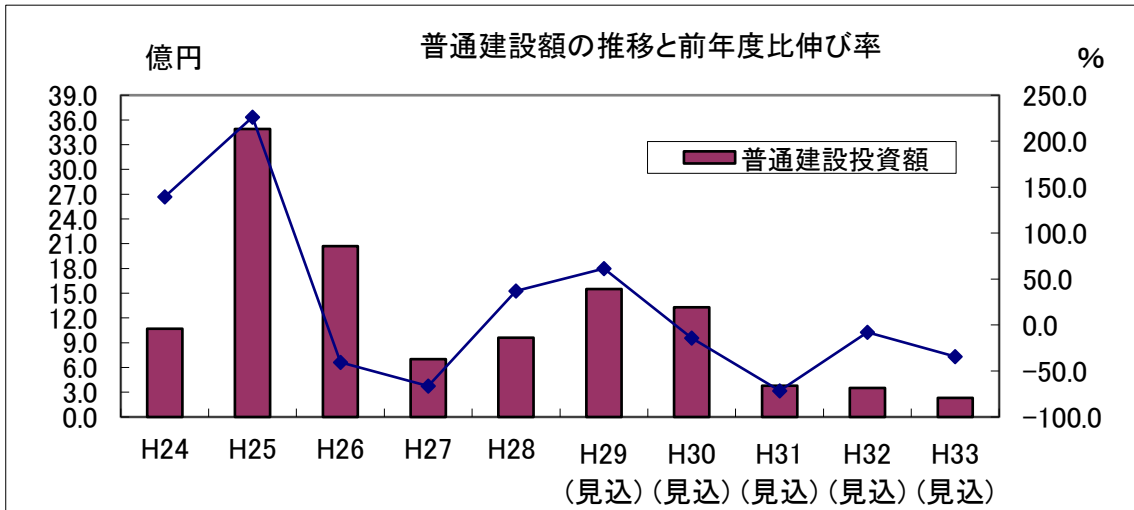
※ 平成20年度に670万円あまりだった衛生費の一般財源が、平成24年度には1,900万円、平成28年度には2,884万円あまりとなっています。これは小中学生の医療費を段階的に全額無料(所得制限撤廃)としたことによるものです。

※ 平成28年度に教育関係で支出されている1,666万円のうち、準要保護制度に係る給食費が865万円あまりとなっています。



○普通建設費推移（一般会計ベース）

普通建設費とは、その支出効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来残るものに支出される経費をいい、国の補助金を受けて行われる補助事業と町単独で行う単独事業に分類されます。プライマリーバランス（町債と元金償還金）を考慮した、計画的普通建設事業の実施が必要とされています。



近年の主な建設事業（予定含む）

事業名	事業実施期間	建設事業費
柏木堰地区消融雪溝整備事業	H18～H27	307,460千円
藤崎小学校改築事業	H20～H24	1,965,390千円
常盤地区（福島・徳下・福館） ほ場整備事業	H23～H28	243,750千円
北分署改築事業	H24～H26	271,532千円
常盤小学校改築事業	H23～H26	2,580,642千円
水木団地整備事業	H24～H29	1,070,002千円
文化センター整備工事	H28～H29	764,487千円
食彩ときわ館改築工事（予定）	H29	420,000千円
役場本庁舎機能強化事業（予定）	H30	720,000千円
常盤生涯学習文化会館整備事業 （予定）	H30	200,000千円

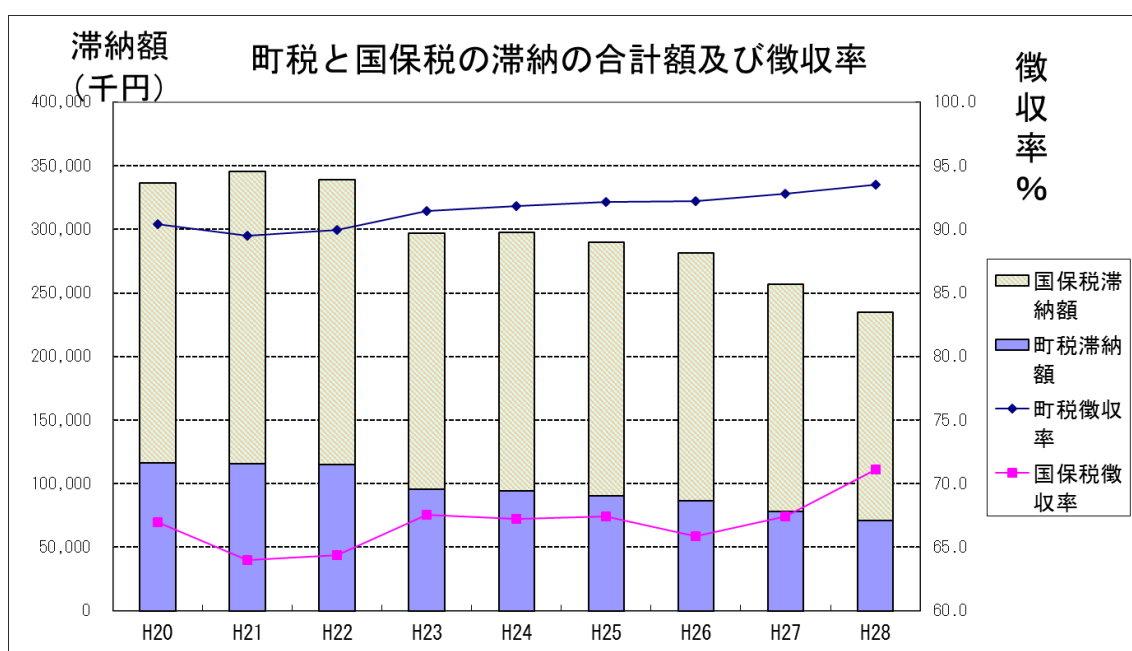
## 財政運営上の懸念・検討課題

～インフラ整備で増えた借金、福祉のために増えた支出～

### ○町税等の滞納 ～歳入増加策～

近年、景気は拡大を続けていると報道されているものの、地方と都会の差は大きく、県内の企業の業績や雇用環境は好転したとは言い切れず、個人住民税や固定資産税及び国民健康保険税などの滞納額は大きな問題となっています。また、平成19年度より三位一体の改革により税源移譲された分、個人住民税が増え、その徴収率の多寡がそのまま町財政へ影響していると考えられます。

町では税負担の公平性を保つ観点から、税収増対策の一環として町税納税相談会を複数回開催するなど、滞納税等の回収対策強化に努めています。



### 年度別滞納残高

(単位：千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
地方税	116,065	115,345	115,322	95,645	94,163	90,685	86,741	79,103	71,084
国保税	220,299	230,140	223,844	201,177	203,476	199,218	194,867	179,185	163,758
合計	336,364	345,485	339,166	296,822	297,639	289,903	281,608	258,288	243,842

※ 平成27年から下降傾向にありますが、まだ総額は約2億4,384万円と高額であることから、これら税の滞納解消策も重要な政策課題です。

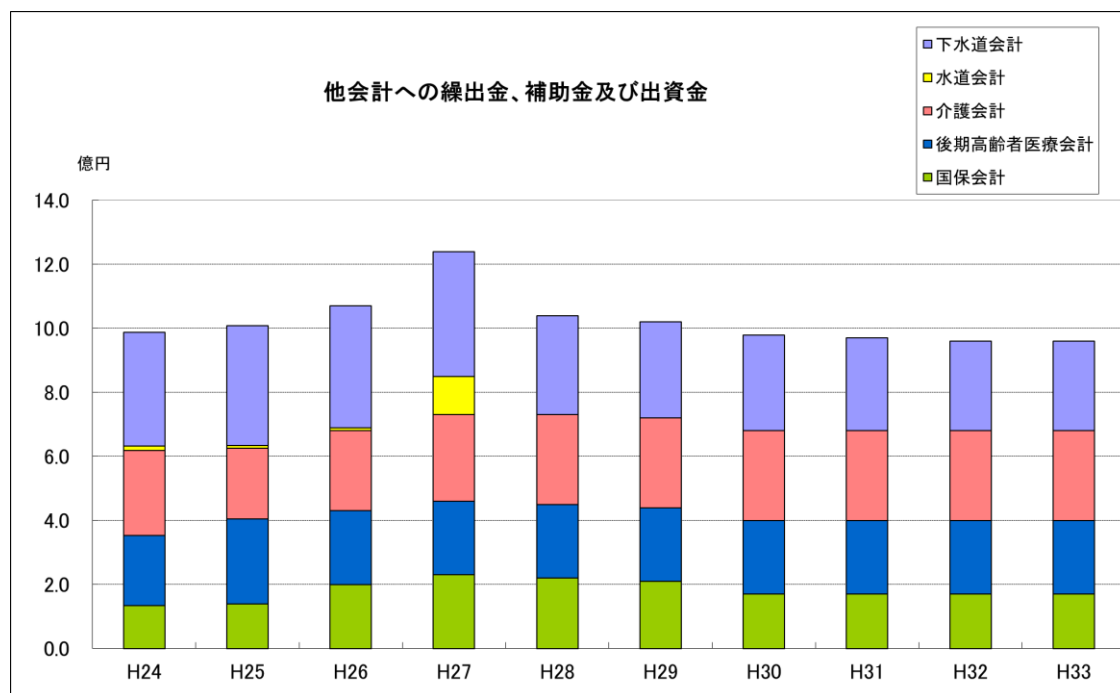
※ 町税の徴収率は滞納分も含め90%前後で毎年推移しており、国保税の滞納額を含めた徴収率については平成20年度以降は60%台と低調なままでしたが、平成28年度は70%台となっています。

○公営企業会計、特別会計への繰出金・補助金・負担金・出資金  
～インフラ関連と社会保険関連 繰出金の増嵩～

公営企業会計はインフラ関連（下水道、水道）、特別会計は社会保険関連（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険）に分けられます。

公営企業会計は、基本的には料金等の収益で費用を賄うこととされています。しかし実際には独立採算は難しく、町では企業会計に対して補助金、負担金、出資金という形で支援しています。

特別会計の社会保険関連の支出は、一人ひとりの利用の積み重ねから自動的に町が支払う額が決まってしまう、コントロールが利きにくいという特徴があります。昨今の急速に進行する少子高齢化社会にあって、高齢者、子ども、低所得者、福祉等に必要な、いわゆる社会保障費も数年前に比べ急増しています。今後、社会保険の特別会計を健全化するため、県で推し進めている「短命県返上」を目指し、健診や保健指導を通しての町民の健康なからだづくりによる保険給付費の削減（健康な町民づくり）や保険料の見直しなどを、どのように進めていくかが大変重要であり、かつ難しい課題となっています。



(単位：千円)

区分	基準繰出金	基準外繰出金	H28 合計	H27 合計
国民健康保険	22,753	50,873	73,626	229,014
後期高齢者医療	229,938		229,938	235,798
介護保険	282,921		282,921	263,031
特別会計 小計	535,612	50,873	586,485	727,843
水道事業	4,981		4,981	8,924
下水道事業	198,284	106,041	304,325	385,900
企業会計 小計	203,265	106,041	309,306	394,824
他会計繰出金計	738,877	156,914	895,791	1,122,667

※ 平成28年度に国民健康保険税の税率改正を行った結果、基準外繰出金の減少となったことなどから、平成28年度は前年度に比べ2億2,687万円の大幅な減となりました。

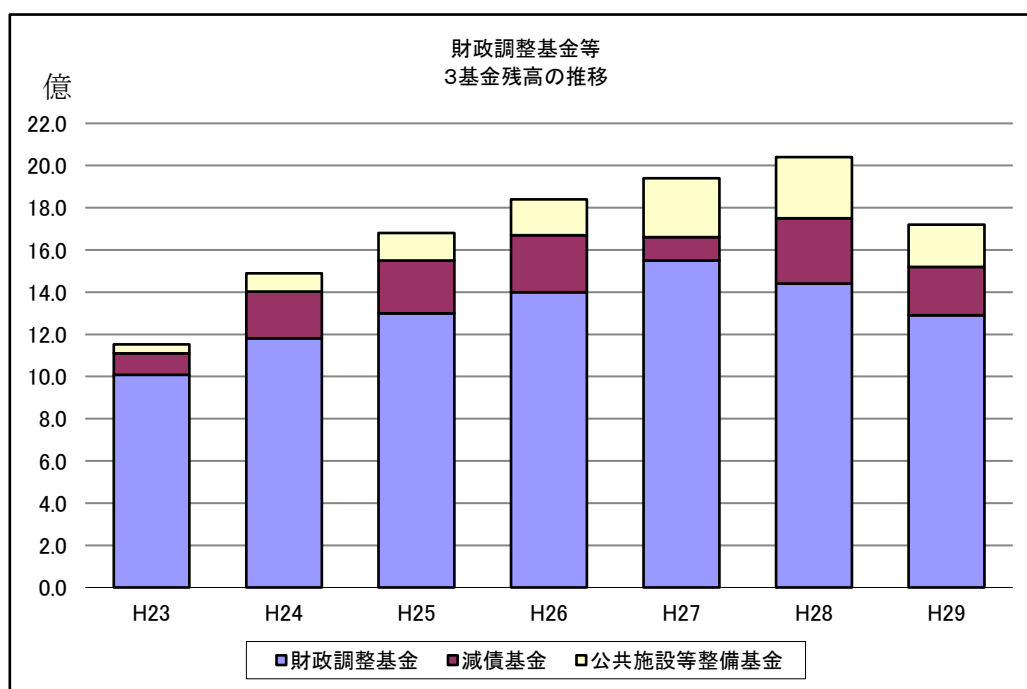
○基金残高 ～ 危機的な状況からの脱却 ～

平成28年度末の基金残高は、予算編成時の財源不足の補填や災害時などの緊急時対応に備える財政調整基金が約14億4千万円余り、将来の町債の元利償還金に備えるための減債基金は3億800万円余り、公共施設等の整備の財源となる公共施設等整備基金は2億9千万円余りで、合計20億4千万円余りなどとなっており、かつてのような非常に厳しい状況は脱しています。

ただし、平成27年度以降、地方交付税算定方法が合併算定替から一本算定へと変更となり、交付額が5年間で逡減されるため、上記3基金の合計残高が10億円以上をできる限り維持するよう、予算編成時においても極力当該基金からの繰り入れに頼らない財政運営を心がけたいと考えています。そのためにも、交付税算入のない地方債（資金手当債）の発行は出来るだけ抑制する一方で、効率的な行政運営や町単独の補助金の削減を含めた、より一層の行財政改革の推進が求められています。

(単位：千円)

基金名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 (見込み)
財政調整基金	1,008,786	1,180,875	1,302,639	1,404,368	1,559,452	1,441,937	1,287,138
減債基金	100,800	221,810	253,196	270,311	248,429	308,789	231,290
公共施設等整備基金	42,711	85,796	130,841	178,299	287,129	292,328	200,829
地域福祉基金	14,049	14,077	14,077	14,077	14,077	14,077	14,077
まちづくり振興基金	1,107,737	1,109,567	1,113,525	1,136,942	1,139,354	1,141,110	1,141,111



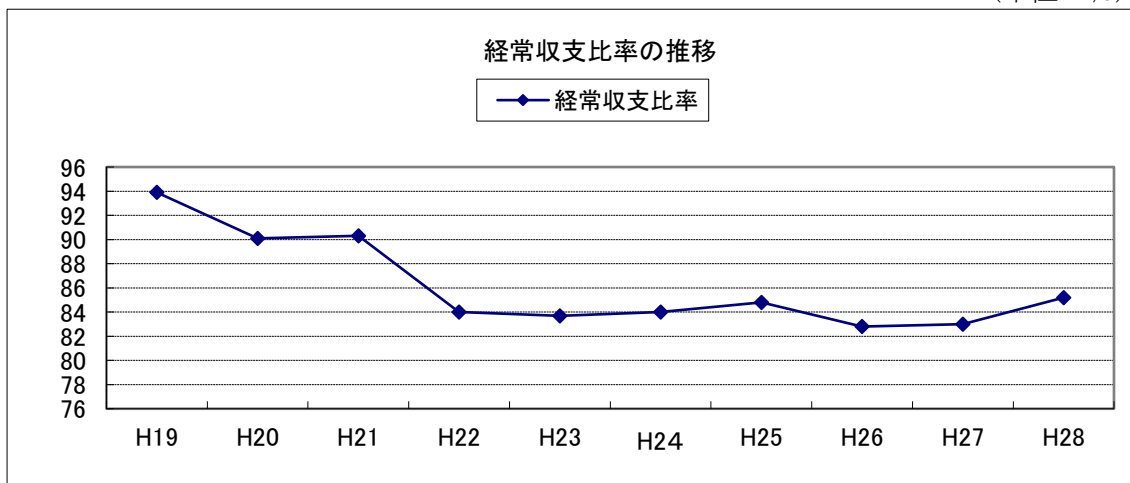
※ 基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものの2種類あり、現在8つの基金が、各目的に応じて設置されています。

## ○財政構造の硬直化 ～経常収支比率について～

自治体の財政構造の弾力性を測る指標として経常収支比率がありますが、これは人件費、扶助費、公債費など縮減することが容易でない義務的経費に町税、地方交付税等の一般財源が、どの程度充当されているかを見るもので、町村の場合は90%を超えるとその自治体は弾力性を失いつつあるとされています。

当町は平成22年度から85%以下となりましたが、扶助費の増・公債費の高止まり・地方交付税の減などの影響により、平成27年度83.0%、平成28年度85.2%と、弾力性を失いつつあります。

(単位：%)



## ○地方公共団体財政健全化法について

～実質赤字比率15%以上、実質公債費比率25%以上で財政破綻～

地方自治体の財政破綻を未然に防止するための地方公共団体財政健全化法が平成19年6月に成立し、地方公共団体の財政状況を判断するための財政指標の基準値が示されました。市町村では実質赤字比率が標準財政規模の2.5%～20%で、実質公債費比率も25%～35%で「財政早期健全化団体」に指定されます。

「財政早期健全化団体」に指定されると、外部監査のほか財政健全化計画の策定（議会の議決）が義務づけられ、改善努力を促し、一部起債を制限するなど国の関与が強まります。

さらに悪化した場合は、「財政再生団体」に指定され、財政再生計画を策定して（議会の議決）、総務大臣に協議し、同意を求めることが必要となります。

(参考)

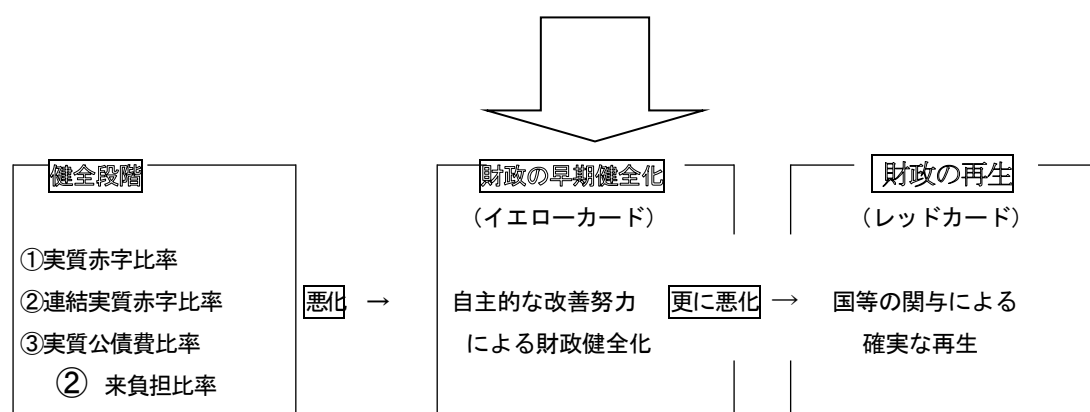
### ◎ 藤崎町の健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成25年度決算に基づく健全化判断比率を算定しました。

#### ○新しい健全化判断比率の導入

これまでの制度には、以下のような課題があるとされていました。

- ・ 地方公共団体の財政情報の開示が不十分
- ・ 地方公共団体財政のイエローカード状態を発見することができず、早期の財政健全化が難しい。
- ・ 地方公共団体が将来的に抱える負担が分かりにくい。



① 実質赤字比率 0% (イエローカード15% レッドカード20%)

実質赤字比率とは・・・

形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げしたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べているなどして、実質的には赤字の状態を実質赤字と言います。

一般会計等における実質赤字が、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示すのが実質赤字比率です。

**実質赤字比率**

実質赤字なし

町税・地方交付税などの標準的な財政規模 49.6億円

→ 藤崎町では、実質赤字は生じていないため、実質赤字比率は0%です。よって健全段階となっています。

② 連結実質赤字比率 0% (イエローカード20.00% レッドカード30%)

連結実質赤字比率とは・・・

一般会計等において翌年度収入の繰上げをしているなどの実質的な赤字状態が実質赤字であり、国民健康保険会計や下水道会計など、町の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結赤字です。

財政規模に対する連結実質赤字の割合が連結赤字比率です。

## 連結実質赤字比率

連結実質赤字額なし

町税・地方交付税などの標準的な財政規模 49.6億円

→ 藤崎町では、全ての会計において実質赤字が生じていないため、連結実質赤字比率は0%です。よって健全段階となっています。

③ 実質公債費比率 12.4% (イエローカード25% レッドカード35%)  
(H27 12.4%)

実質公債費比率とは・・・

道路や学校などの公共施設を造るとき、その資金の財源として地方債（借金）を発行することが認められていて、その地方債を償還するのが公債費です。

実質公債費とは、道路整備や学校建設などの一般会計等における地方債だけではなく、下水道事業などの企業会計で発行した地方債に対する一般会計の負担分などを含めた実質的な地方債償還のことです。

この実質公債費が、財政規模に対してどのくらいの割合になっているかを示すのが実質公債費比率であり、過去3カ年の比率の平均により算出することになっています。

## 実質公債費比率

【一般会計等の公債費に充当した一般財源	13.3億円】	↑
【下水道事業等の企業会計のうち一般会計負担分	2.4億円】	↓
【一部事務組合公債費の町負担分	0.3億円】	→
【公債費に準ずる債務負担行為	0.1億円】	↓
【特定財源	0.3億円】	↑
【地方債償還財源として普通交付税基準財政需要額への算入額	10.5億円】	↑

---

【町税・地方交付税などの標準的な財政規模	49.6億円】	↓
【地方債償還財源として普通交付税基準財政需要額への算入額	10.5億円】	↑
		× 100 = 約13.7%

→ 藤崎町の当該単年度の実質公債費比率は13.7%です。また、過去3カ年の平均は12.4%です。よって健全段階となっています。（参考：県内27位／40）

④ 将来負担比率 68.6% (イエローカード350%)  
(H27 85.5%)

将来負担比率とは・・・

将来負担には、以下のようなものがあります。

- ・道路や学校等の公共施設整備の際に発行し、一般会計等が今後償還すべき地方債
- ・下水道事業等の企業会計で発行した地方債に対する、将来的な一般会計の負担見込
- ・債務負担行為（将来支出することを前もって約束しているもの）の支出見込
- ・町の全職員が退職したと仮定した場合の退職手当見込
- ・広域事務組合等に参加する一部事務組合

当町には様々な将来負担がありますが、一方で、将来負担に備えた基金（貯蓄）や将来負担に対する財源として見込める歳入もあります。

また地方債の償還に関しては、普通交付税基準財政需要額に算入されたものがあります。

将来負担から、それらに対する財源見込みを差し引いたものが、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示すのが将来負担比率です。

【一般会計等が償還する地方債残高	120.1億円】 ↓
【債務負担行為による支出見込	0.4億円】 →
【下水道等の企業会計地方債に対する一般会計負担見込	33.5億円】 ↓
【組合等負担等見込	1.2億円】 ↑
【退職手当支給見込	10.6億円】 ↓
【将来負担に備えた基金	21.2億円】 ↓
【将来負担の財源として見込める歳入	6.1億円】 ↑
【地方債残高に対する普通交付税基準財政需要額算入見込	111.7億円】 ↓

【町税・地方交付税などの標準的な財政規模	49.6億円】 ↓
【地方債償還財源として普通交付税基準財政需要額への算入額	10.5億円】 ↑
	× 100 = 約=68.6%

→ 藤崎町は健全段階となっています。（参考：県内24位／40）

#### ◎実質公債費比率及び将来負担比率の変動予想

（単位：％）

	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)	H33 (見込)
実質公債費比率	13.5	12.4	12.5	13.6	14.0	14.4	14.9	14.6
将来負担比率	108.0	85.5	68.6	87.4	97.5	101.7	108.9	117.3

※実質公債比率、将来負担比率とも、今後予定されている継続事業、新規事業等にかかる元利償還金、企業会計の元利償還金に対する一般会計の補助金・繰出金及び今後の普通交付税（公債費、事業費補正、密度補正による算入分を推計）を予想したうえでのあくまでも現時点における推計値です。よって今後行われる事業等の規模や普通交付税の交付額によって大きく変わる可能性があります。

※実質公債費比率の改善には、地方交付税（普通交付税と臨時財政対策債の合計額）の増減、地方債残高の構成割合（合併特例債、臨時財政対策債等の増加）、公営企業の地方債償還の財源に充てられる一般会計の繰出金の減が大きく影響しています。

※将来負担比率の改善には、地方債残高の構成割合（合併特例債、臨時財政対策債等の増加）及び公営企業（集排、下水道事業）の起債残高の減及び経常収支の改善が大きく影響しています。